

第8回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第8回定例会 平成29年11月30日

開会 9時 閉会 11時32分

出席委員
(22名)

1 山崎正勝
2 白倉令子
3 小川高史
5 小山睦夫
6 片十郎
7 成山喜枝
8 齊藤敏彦
10 柳澤多久夫
11 荒木稔幸
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二
13 小山肇治
14 依田隆喜
15 小林健治
16 青木二巳
17 小林勝元
18 清水洋
推進 花岡幹夫
推進 荻原薫
推進 佐藤富士夫
推進 竹内芳男
推進 渡邊重昭

欠席委員(1名) 会長 小林茂徳

議事録署名委員 17 小林勝元 18 清水洋

出席職員 農業委員会事務局
(4名) 事務局長 金井 泉
事務局次長 織田 秀雄
事務局 滝澤友一郎
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による適格者証明について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
第4回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

議長（依田代理） 皆さんこんにちは。ただ今より第8回定例総会を開催します。今日は会長が全国代表者会議に出席のため総会は欠席ですので、会長に代わり私が議長を務めさせていただきます。欠席者は会長1名だけです。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。17番の小林勝元委員と18番の清水洋委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。3条は毎月10件です。

まず番号1ですが、5条の番号8と関連があります。地図の26ページをご覧ください。まず5条で地番〇〇を住宅及び倉庫敷地に転用します。この案件は既に建物が建ててあるので、現在の状況を是正するために申請が出されました。追認という形になります。その残地の部分である地番〇〇と地番〇〇を、3条で農地のまま譲り渡すという事です。譲受人の〇〇さんのご自宅はすぐ近くにあり、息子さん夫婦を住ませるための今回の申請です。譲渡人は既に〇〇に移住しているので、空き家状態になっている場所です。ここは2種農地ですが、他に候補地がないという事なので、特に問題ないと判断しました。

次に番号2と番号3は関連があるので、一括で説明します。申請事由は農地の交換です。農地を交換した方が利用し易いという事で、今回の申請となりました。下限面積については両方とも満たしているので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号4です。譲受人は番号3の譲受人と同じ〇〇さんです。こちらの事由は経営規模の拡大です。場所は、番号2と番号3の案件の場所から〇〇メートルほど西側へ行った場所です。地図の3ページをご覧ください。申請地の北側に譲受人の〇〇さんの自宅があります。申請地と自宅の間の農地は〇〇さんの農地で、今回申請地と合わせて耕作したいという申請です。こちらも下限面積を満たしているので、問題ないと判断しました。

続いて番号5です。こちらの譲受人は〇〇の方ですが、申請地のすぐ左側の土地も譲受人の土地なので、一緒に耕作できるという事で話がまとまりました。〇〇の方ですが、3,000平方メートル以上耕作されていますし、ほぼ毎日こちらに来て作業をしているという事なので、特に問題ないと判断しました。

次の番号6と番号7は関連があります。譲受人はどちらも〇〇さんで認定農業者です。2件の譲渡人の関係はご夫婦です。それぞれお持ちの土地を譲受人に譲り渡したいという申請です。譲受人は大規模に農業をされている方ですので、問題ないと判断しました。

番号8です。譲受人が〇〇の〇〇さんで、〇〇を栽培しています。譲渡人が耕作できなくなったので、譲受人に譲りたいという事で話がまとまりました。下限面積を満たしており、特に問題ないと判断しました。

番号9については5条の計画変更1と関連があります。以前はお墓として転用した土地です。しかしお墓にはせずそのままになっていました。その土地を5条の計画変更1でまた農地に戻したいという申請です。それと同時に3条で所有権移転をするという事です。結局元の持ち主に農地として返したいという申請です。

最後に番号10です。場所は国道18号線の、〇〇の信号の南側です。譲受人の〇〇さんは、先月の案件で〇〇の大規模な農地を譲り受けた方です。今回はこの申請地を田んぼとして買い取りたいという申請です。〇〇の土地も徐々に手を付け始めていると聞いています。下限面積も満たしているので、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1と5条の番号8の案件について、青木委員より説明をお願いします。

青木委員

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。場所は県道東部望月線の〇〇の信号を入り、〇〇を渡って右折し〇〇メートル位行くと、左に譲受人の〇〇さんのお宅があります。そこから〇〇メートル程行くと、北側に〇〇さんのお宅がありますが、この土地の所有者は〇〇さんです。5条の8で転用の申請が出ている土地で、現在は空き家になっています。その土地を〇〇さんが息子さん夫婦の家を建築するために購入する事にしました。隣接する農地も3条で購入するという申請です。農地の利用は家庭菜園です。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2と番号3の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

説明します。番号2と番号3は〇〇さんと〇〇さんの土地の交換です。〇〇さんの畑への道が狭くトラクター等が入り難いという状況です。そこで〇〇さんの土地を譲り受けて〇〇さんが出入り口にするために、また実

際の農地の形状と公図の境界線とのずれの解消のために、2つの農地を交換する事にしました。そうする事で〇〇さんの農地が耕作し易くなるので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2と番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2と番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、同じく花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。地図は3ページをご覧ください。先ほどの番号2と場号3の申請地から西に〇〇メートルほど離れた場所です。譲受人も同じ〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは高齢でもあり、石が多く耕作し辛い農地という事で、今は何も作っていない状態です。そこで〇〇さんが自作の農地の地続きの、〇〇さんの農地を譲り受けて、野菜やクルミなどを栽培したいという申請です。畑への侵入道路も狭く、〇〇さんが耕作した方が耕作し易い場所です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

跡取りは居られますか。

花岡委員

息子さんが居られますが、同居はしていません。〇〇にお住まいです。現在使われていない農地を耕作してもらえるので、今現在の最善策ではないかと思います。

齊藤委員

わかりました。

議長

他にありますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

それでは説明します。地図の4ページをご覧ください。地図の右上の方になりますが、〇〇から〇〇の間に〇〇があります。そこから南に〇〇メートル程下った所に申請地があります。そのすぐ隣に譲受人の〇〇さんの所有地があります。譲渡人の〇〇さんは農作業ができないという事で、隣の畑の〇〇さんにお願ひしました。〇〇さんは高齢ではありますが、雨の日以外はほとんど毎日農作業をされている元気な方です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6と番号7の案件は関連があるので一括で、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

よろしくお願ひします。地図は5ページです。場所は県道丸子北御牧東部線の〇〇を過ぎ、〇〇メートルほど行った南側が、〇〇さんの農地です。その北側にある農地が、〇〇さんの農地です。譲渡人の〇〇さん夫婦は以前に〇〇を経営されておりました。そのすぐ傍です。譲受人の〇〇さんは〇〇を大きく経営されています。譲渡人ご夫婦は高齢なので土地を手放したいという事になり、〇〇さんが譲り受ける事になりました。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6と番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6と番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

それでは地図の6ページをご覧ください。場所は浅間サンライン沿いの、〇〇から、〇〇方面に〇〇メートル程行った所に、〇〇という〇〇があります。その角の信号を南に〇〇メートル程行き、高速道路をくぐってすぐの東側にある〇〇の一角にあります。ここに〇〇さん所有の〇〇畑がありますが、体調を崩したので親戚である〇〇さんに耕作してもらっていました。今回棚の修理をしなくてはならなくなったものの〇〇さんにはできないので、〇〇さんに譲る事にしました。〇〇さんも大規模に〇〇を栽培していますので、更に規模拡大という事で引き受ける事にしました。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

説明します。地図の7ページ、8ページをご覧ください。場所は浅間サンラインの〇〇の信号の西側です。この土地は農地に囲まれた小さい土地です。〇〇にお住まいの〇〇さんが、故郷の近くに墓地を建てようと土地を購入しました。しかし家族の反対もあり、最近〇〇に墓地を購入しました。そのためこちらの土地をお返ししたいという事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

公図を見ると、隣地に幾つか墓地にしようとしている土地があります。今は墓地にする事が難しいと聞きましたが、その事について説明をお願いします。

事務局

墓地にする要件は面積が1区画6.6平方メートル、2坪までという規制があります。

事務局次長 補足します。墓地の許可要件については、担当部署に確認したうえで、次回説明させていただきます。

(清水委員挙手)

議長 清水委員どうぞ。

清水委員 道を挟んでの小さな農地を維持するのは難しいのではないですか。畑として利用できるのですか。

事務局 公図で見ると道になっていますが、実際は一体化していて〇〇が植えてあります。現状は手が付けられていない農地なので、一体化させて耕作するという事になります。

議長 それぞれのご質問について、ご理解いただけましたでしょうか。他にございますか。

それでは裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号10の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員 よろしく申し上げます。地図の27ページをご覧ください。場所は国道18号線の〇〇の信号の西側です。〇〇という会社の南側になります。申請地の南側には〇〇の大きな建物があります。譲受人の〇〇さんは、申請が許可され次第所有権を移転して作付けしたいとの事です。作付けに関しては近隣の農地と同じ方法で行ない、肥料についても農協の指導に従い、周辺の農地へ影響を及ぼさないようにしたいとの事です。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による適格者証明について、事務局より説明をお願いします。その前に本案件の申請者の中に当事者で

ある〇〇委員が居りますので、退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局

2号議案について説明します。4件有りますが、番号1から番号3は同じ農地です。地図の9ページをご覧ください。場所は浅間サンライン沿いの〇〇です。

番号1の〇〇さんです。高齢ではありますが経営規模拡大をしたいという事です。自宅から申請地までは〇〇分位という事です。農作業歴もあり、申請地ではナスやキュウリなどを栽培したいという事です。

番号2は〇〇さんです。こちらも経営規模を拡大したいという事で、奥さんと息子さんと一緒に耕作するという事です。

番号3は〇〇の〇〇さんです。〇〇の方で〇〇平方メートル程、主に〇〇を作っています。今回の申請地ではブドウを栽培したいという話です。3名とも下限面積を満たしています。

番号4については先月も申請が出されましたが、〇〇の〇〇に申請地があります。譲受人は農業と〇〇をされている〇〇の〇〇さんです。自宅は申請地のすぐ東側です。経営規模も大きく農業をされている方なので、問題ないと判断しました。2号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。適格者証明の番号1、番号2、番号3について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

申請地は〇〇委員の担当地区ですが、当事者という事で代わりに説明します。この農地については今年の春に1度、〇〇の方が申請をされて許可が下りておりますが、再度競売になった土地です。

番号1の〇〇さんは〇〇の方で、申請地にも近いです。野菜を栽培する土地を探していたところでした。取得後はしっかりと耕作して、地区の共同作業や決まりごとを守りやっていきたいとの事です。

番号2の〇〇さんについては野菜を栽培していますが、自宅の近くに農地がほしいという事です。申請地は家から〇〇メートル位の場所です。耕作機もお持ちですし、地域の要望に沿って耕作していきたいとの事です。よろしくお願いします。

番号3は〇〇の〇〇さんです。現在〇〇で〇〇の研修中です。研修終了後は畑を探してワイン用ブドウを作りたいと考えているようです。研修仲間の中に手伝ってもらえる人もいるようです。近隣の方達との約束事も、厳守してやっていきたいと話しています。

3件とも特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1から番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 この土地は春に一度適格者証明が出ている土地だと思いますが、なぜまた出てきたのですか。

事務局 金額が合わなく落札できなかったか、入札に参加しなかったのではないのでしょうか。

渡邊委員 分かりました。

議長 他にございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号1から番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続きまして番号4の案件について、片委員より説明をお願いします。

片委員 お願いします。地図の10ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇です。浅間サンラインの〇〇の信号から北に〇キロメートル程上った所が〇〇です。〇〇に入る手前にY字路があります。その西側です。その東側に申請人の自宅と会社があります。申請人は〇〇さん、〇〇歳です。農業と〇〇という〇〇を経営しています。耕作面積は〇〇平方メートル。馬鈴薯や野菜、ソバ、牧草を作っています。農業歴は50年です。取得後は馬鈴薯や野菜を栽培したいとの事です。周辺地域との関係については、作付け収穫等を地元のやり方と同じ様に行ない、使用する農薬については農協の指導に基づいて、近隣の農地に影響を及ぼさないと申しておりました。地域で行なわれている清掃や除草には積極的に参加するとの事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の

方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3号議案について説明します。4条の計画変更2件は関連があります。当初は〇〇さんが農業用温室を建てるという事で許可を得ました。当時は地番〇〇の1筆の申請でしたが、その後分筆をして、地番〇〇、地番〇〇、地番〇〇、地番〇〇、地番〇〇の5筆にしました。その内の地番〇〇と地番〇〇を農地に戻すという申請が計画変更1です。計画変更2は後に5条申請で出て来ますが、地番〇〇に住宅を建て、地番〇〇と地番〇〇を通路にする予定です。5条で詳しく説明しますが、とりあえず4条の計画変更については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1と2について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

それでは説明します。地図の11ページ、12ページをご覧ください。〇〇の公民館から〇〇メートルほど上った場所に申請地があります。平成〇〇年〇月〇〇日付けで許可が出て農業用温室を建築する予定でしたが、予定していた業者との連携がうまくいかなかった事もあり、計画を断念していました。今回農地と宅地として計画変更をすとの事です。5条での説明は後程します。特に問題ない計画変更だと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1と2の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1と2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

4号議案について説明します。計画変更1については先程説明しましたので、割愛させていただきます。次の番号1と番号2は先程の4条の計画変更2と関連があります。

まず番号1です。地番〇〇と地番〇〇については住宅建設と通路として所有権移転が行なわれます。〇〇さんから〇〇さんが購入する事になります。

番号2に関しては、地番〇〇を使用貸借権設定で貸借する申請です。許可基準としては集落に接続しているため、問題はありません。

続いて番号3です。場所は〇〇です。16ページの公図を見ますと地番〇〇が宅地になっていますが、隣の地番〇〇に関しても倉庫が建っていますので、追認という形にはなりますが、〇〇さんに売却する話がまとまりました。消極的2種農地で小集団の農地ですので、ここしか申請地がないという事で、特に問題はありません。

番号4の申請地は〇〇です。申請事由は駐車場・物置・家庭菜園敷地です。公図をご覧ください。申請地に入るための公共道路がないので、隣接地である譲受人の〇〇さんの敷地を通してしか入れない土地です。1種農地に該当しますが、集落接続という事で特に問題ないと判断しました。

次に番号5です。こちらは〇月に取り下げになった案件です。場所は〇〇の〇〇南側です。ここに9棟分の宅地分譲敷地で申請が出ています。〇月の申請では〇〇さんがお亡くなりになり、〇〇さんに登記が完了して今回の申請に至りました。こちらは用途区域内という事で、特に問題ないと判断しました。

6番です。こちらは児童館建設の申請です。場所は〇〇のすぐ近くです。3種農地に該当します。接道もあり問題ないと判断しました。

番号7です。こちらは先月3条申請で、妹さんからお兄さんの〇〇さんに名義を移した案件がありましたが、今回は〇〇さんから〇〇に農業用施設用地として賃貸借したいという申請です。農振農用地ですが、農業用施設なので問題ありません。

最後に番号8です。こちらは先程の3条の番号1と関連があります。追認になりますが、2種農地でここしか申請地がないという事で、特に問題ないと判断しました。4号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1については、先程3条申請の番号9で説明がありましたので割愛させていただきます。それでは裁決に入ります。計画変更1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号1と番号2の案件は関連があるので、一括で説明して頂きます。柳澤委員よりお願いします。

柳澤委員 よろしくお願ひします。譲受人の〇〇さんは現在実家を出てアパート住まいをしています。実家は〇〇の〇〇です。一番上のお子さんが〇〇へ通っています。来年小学校へ入るので、〇〇に通える宅地を探していたところ、申請地が見つかり今回の申請に至りました。譲受人の勤め先も〇〇です。地図の13ページ、14ページをご覧ください。地番〇〇は上下水道を通します。番号2では、地番〇〇に入る路が狭いので、地番〇〇を使用貸借権〇〇年で設定し、道幅を広くします。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1と番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 譲受人と譲渡人は血縁関係がありますか。譲受人は何歳ですか。

柳澤委員 ありません。〇〇歳台です。

渡邊委員 番号2の案件について、所有権移転ではなく〇〇年の使用貸借にしたのは何か訳があるのですか。

事務局 地番〇〇を売ってしまうと、隣地である地番〇〇の土地への出入りがしづらくなってしまいますので、地番〇〇を使用貸借にしたのではないかとおられます。

議長 他にご意見、ご質問がないようなので裁決に入ります。番号1と番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員 それでは説明します。地図の15ページ、16ページをご覧ください。場所は県道東部望月線を〇〇から〇〇に向かい、〇〇の信号から〇キロメートル程行った場所です。この地籍には〇〇や〇〇があります。申請地は〇〇の下土地です。譲受人の〇〇さんは現在〇〇に住んでいますが、実家が申請地の西側にあります。以前は実家で〇〇をされていましたが、今

は〇〇で〇〇を経営しています。〇〇と〇〇を行き来している状態です。〇〇さんは申請地の隣の地番〇〇に倉庫を建てたのですが、申請地の地番〇〇にかかって建てていました。今回新しく倉庫を建てる事からそのことが分かり、譲渡人の〇〇さんから土地を譲り受ける事にしました。代わりに隣接している地番〇〇の宅地を〇〇さんに譲り渡す事にしました。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

それでは説明します。地図は17ページ、18ページをご覧ください。場所は〇〇の集落の中の〇〇という所です。浅間サンライン沿いにある〇〇から〇〇メートル程下った集落の中にあります。〇〇の〇〇から東へ入った所にある団地の一区画です。公図をご覧ください。地番〇〇は譲受人の〇〇さんの自宅です。その前に農道がありますが、ここは〇〇さんの私有地なので、譲渡人の〇〇さん所有の地番〇〇が利用しづらい状況にあります。〇〇さんもお子さんが車を持つようになり、駐車場が狭くなったという事と、定年になり家庭菜園をしたいと言う事があり、土地を取得したいと考えました。譲渡人の〇〇さんも遠方にお住まいで後継者もない事もあり、土地を手放す事にしました。取得後は自宅との境をなくし、車が奥まで通れるようにして車庫と物置を作り、半分は菜園にする予定です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の19ページ、20ページをご覧ください。

場所は〇〇の南側です。ここの4件、5筆の土地を〇〇が購入し、住宅分譲地として販売したいという申請です。〇〇は〇〇と〇〇をされていて、東御市内でも5か所程分譲販売している実績があります。この土地は〇〇に接しており、〇〇や〇〇にも近く、便利の良い場所です。住環境の良い当地を開発し、宅地分譲として販売したいという事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。地図は21ページ、22ページです。〇〇の南東に申請地があります。譲受人は〇〇さんです。児童館を作る予定です。申請地は進入路も狭く筆が細かい場所なので、耕作しづらい土地です。譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは売却を希望しています。周辺農地の承諾については、地番〇〇の所有者が所在不明で連絡が取れていませんが、それ以外は全て了解を得ています。地番〇〇の農地も現在健全農地で耕作している方がいるようなので、連絡は取れると思います。事業計画については、〇〇の児童を〇〇名程預かる予定です。駐車場は道路を挟んだ反対側に〇〇の駐車場があり、ここを借りる予定になっています。地元への説明はまだとの事ですが、農業委員会としては問題ない案件だと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。地図の23ページ、24ページをご覧ください。〇〇から南に〇〇メートル位の場所に申請地があります。譲渡人の〇〇さんが今

まで社長として経営していた〇〇は平成〇年〇月に設立され、農業用ハウスで〇〇の生産販売をして現在に至っています。この度農地に関する権利関係を整理していたところ、5条の農地転用申請を出していないことが分かり、今回の申請となりました。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(柳澤委員挙手)

柳澤委員どうぞ。

柳澤委員 5条の申請をしていないのに、ハウスが建っているのはなぜですか。

小林委員 元々〇〇は〇〇さんが設立した会社です。設立当初パイプハウスやビニールハウスを建てる時に、5条申請が必要か不要かの基準を把握していませんでした。今回必要という事が分かり、申請に至りました。

柳澤委員 申請の敷地から水が出ているのですが、地下浸透の枘をきちんと作っているのか、雨水の対策をどのようにしているのか、申請時にそれについての書類が出ていますか。もし出ているのなら、もう少しきちんとした対策をしてほしいと市から指導して頂きたい。

事務局 今までは5条の申請許可が出されないで建設されましたが、今回許可を出す時に各課の意見として文書を添えて指導する事ができます。建設課にも相談します。

小林委員 質問があります。パイプハウスを建てる場合、申請の基準を教えてください。

事務局 柱をコンクリートで固めるかどうかです。地面に直接建てれば申請の必要はありません。砂利やコンクリートで固めて建てる時は、農業用であっても5条申請が必要です。

小林委員 パイプの根本だけをコンクリートにする、いわゆるぼつ石だけでも必要ですか。

議長 敷地からの水漏れの件は、事務局で建設課と連携をとって対応して頂きたいと思います。農業用施設に関する5条申請の基準については、ぼつ石だけでも申請が必要か、次回の総会までに事務局で調べるようにお願いし

ます。他にございますか。

ないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

番号8の案件については先程の3条の番号1で説明がありましたので、割愛させていただきます。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第5号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

それでは11月の農用地利用集積計画について説明します。資料8ページから12ページについて説明します。8ページから9ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて28,470㎡です。内訳は田が10,346㎡、畑が18,124㎡です。続いて10ページは中間管理事業による利用権設定です。3件、4筆で、5,217㎡です。11ページについては利用権の移転です。これは貸し借りの権利を別の就農者に渡すという事です。こちらは1件で3,792㎡です。利用権移転を受ける〇〇の代表が、利用権を移転する〇〇さんです。法人化されるという事で、個人から会社へ利用権を移す事になりました。12ページは所有権移転です。1件、2筆で、542㎡です。11月は全体で20件、34筆で、内訳は新規が9件、再設定が6件、中間管理事業による設定が3件、利用権移転が1件、所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

農地利用集積の関係は、荒廃農地対策としてご理解をして頂き、貸し借りを設定して頂いています。しかし〇〇で農地を借りている〇〇について、田の畦畔の管理が行き届いていない所が見受けられます。事務局からも指導をして頂きたいと思えます。

担い手担当 農地を貸している方、周辺の農地の方、農業委員等から具体的なお話があった場合は、借り手の方にお話をしている案件は多くあります。特に機械化が進んでいる大手の借受人の中には、畦畔については後回しになっているとの指摘もあります。農業委員さんの中で、地元でそういった話があれば、農林課までお知らせください。借受人の皆さんにお伝えする事を徹底していきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただ今の説明でよろしいでしょうか。

齊藤委員 はい、よろしくをお願いします。

議長 他にございますか。

それでは裁決に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続いて第4回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当 今月は2件あります。更新が1件、新規が1件です。

まず〇〇です。所在地は長野工場が〇〇です。本社は〇〇です。目標とする営農類型は、接木苗を中心とする野菜苗の大規模生産です。経営改善の方向の概要は、野菜苗を生産し〇〇ブランドとして販売しているが、今後野菜苗の市場は生産者の高齢化や農地集約等による大規模化によって、苗の購入比率が更に高まるものと思われ、より良い商品を作り全国各地に農場を増設したいと考えています。続いて農業経営規模の拡大に関する目標です。長野工場に関しては作付面積〇〇アールで、現状の生産量は〇〇本、目標は〇〇本です。農用地の利用条件については、現状を維持して更なる生産率の向上を目指すという事です。作目・部門別合理化の方向は、最新のハウス及び閉鎖型苗生産システムの導入によって合理化を行なうという事です。経営管理の合理化の目標については、現状が労働集約型の生産体制に対し、目標は資本集約型の生産体制へ移行するという事です。農業従事態様等の改善目標については、閑散期と繁忙期の差が大きいという現状に対して、閑散期及び冬期に販売できる商品を生産する事で、閑散期と繁忙期の差を縮小し、安定した雇用体制を構築するという目標です。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の〇〇の改善計画について、担当の小

林健治委員より補足説明をお願いします。

小林委員

お願いします。〇〇はジャスダックに上場されている企業です。長野工場は標高〇〇〇メートルにあり、苗の生産には最適な条件です。現在従業員とパートが〇〇名程で運営しています。これからも農業企業としてますます発展してもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

特にないようなので、この件につきましてご了承頂きたいと思います。次に〇〇について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

〇〇は新規での申請です。目標とする営農類型については、施設野菜、路地果樹、施設果樹です。経営改善の方向の概要については、サラリーマン農業を目標に、正社員を雇用できるよう規模拡大を行なうという事と、近隣農家が高齢でやめてしまった畑を借り受けて利用したいという事です。次に農業経営規模の拡大に関する目標についてです。シャインマスカットについて現在圃場はありませんが、目標は作付面積〇〇アール、生産量〇〇トンです。クルミについて現在は作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラムですが、圃場を〇〇アールに増やします。生産量は変わりません。冬イチゴについては、施設栽培です。現状は〇〇アールですが、今年植えたばかりなので生産はありません。作付面積を〇〇アールに増やして生産量は〇〇トンの目標です。ブルーベリーについては、現状の作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラムで、目標も同じです。生産方式の合理化に関する目標については、機械の類は借りている現状ですが、目標はトラクターを〇台と管理機・スピードスプレーヤー・軽トラックを購入し、生産施設のパイプハウス〇棟を〇棟に増やす目標です。これに伴い小型の冷暖房機〇台を大型〇台にする目標です。経営管理の合理化の目標については、現在作業の効率化を図っていますが、作業管理項目を作成し、栽培・出荷・販売までを自社で完結できる仕組み作りが目標です。農業従事態様等の改善目標については、サラリーマン農業を目標にし、福利厚生の実施を図るといいます。環境にやさしい農業への取り組みについては、毎日の病害虫チェックにより、減農薬を実施するという事です。地域農業の振興に対する取り組みについては、生産・販売だけでなく作業の派遣事業も展開していき、地域農業の活性化に貢献したいと考えています。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは〇〇の経営改善について、担当の荻原委員より補足説明をお願いします。

荻原委員 それでは補足します。〇〇は〇〇の〇〇で、〇〇の販売と〇〇を修理販売しています。最近ではインターネットで〇〇・〇〇等の販売を行なっています。新聞等にも掲載された事もあり、若手で積極的に事業を行なっている会社です。その経営者が父親の農地を借り受けて、農業生産にも積極的に参入していきたいという事で、大変頑張っている方です。是非地域農業に貢献して頂きたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 個人ではなく企業が認定農業者に申請するメリットは何ですか。

担い手担当 認定は市が太鼓判を押すという事なので、地域の農業者として認められているという事を、企業としては裏付けたいのではないのでしょうか。それぞれの申請者の意図はわかりませんが、市としては地域農業の担い手として認定しています。認定を取らなくても経営はできるのですから、認定を受ける意欲を見て欲しいと思います。

(小山肇治委員挙手)

議長 小山委員どうぞ。

小山委員 〇〇に農機具があるのに、台数に載っていないのはなぜですか。

担い手担当 現状は借りているので、ここには載りません。

(齊藤委員挙手)

議長 齊藤委員どうぞ。

齊藤委員 サラリーマン農業とはどう言う意味ですか。

担い手担当 まだ農業を始めたばかりなので現状の数字ははっきりしていませんが、目標を年間〇〇時間、〇〇〇日の労働として、〇〇〇日の休みを取りたいという意味でのサラリーマン農業という事です。

齊藤委員 目標という事ですね。現状は一人で行なっているようなので、無理な数

字だと思います。考え方が甘いと思いますが、今後に期待したいです。

議長

他にございますか。なければ農業経営改善計画認定審査を終ります。
それでは以上を持ちまして議事を終了します。

議事録署名人_____